

香川県国民健康保険運営協議会の設置について

平成29年3月29日
第1回香川県国民健康保険運営協議会
資料1

1 概要

① 経緯

平成27年5月の国民健康保険法の改正により、都道府県に国民健康保険運営協議会の設置が義務づけられた。(市町村は、従来から設置済み。)

② 設置目的

国民健康保険運営に関する重要事項を審議(右記3のとおり)

③ 本県の対応

平成28年度 「香川県国民健康保険運営協議会」(県の附属機関)を設置

2 構成

- | | |
|----------------|----|
| ・ 被保険者代表 | 3人 |
| ・ 保険医又は保険薬剤師代表 | 3人 |
| ・ 公益代表 | 3人 |
| ・ 被用者保険代表 | 2人 |

3 主な審議事項

- ・ 国民健康保険事業費納付金の算定方法の決定等
- ・ 国民健康保険運営方針の作成

<記載事項例>

- ① 国保の医療費、財政の見通し
- ② 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
- ③ 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- ④ 保険給付の適正な実施に関する事項
- ⑤ 医療費の適正化に関する事項
- ⑥ 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- ⑦ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- ⑧ 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

- ・ その他の重要事項

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される
国保運営協議会

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <p>(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 <p style="text-align: right;">その他の重要事項</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

香川県における国保制度改革の検討組織体系

